

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班・食品衛生広域監視班）

（1）食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品衛生監視指導計画

	役割
生活衛生班	・食品施設の監視指導 ・苦情、違反食品の調査 ・食中毒調査 ・衛生教育等 ・食品収去
食品衛生広域監視班	・重点監視施設の監視指導 ・苦情、違反食品の検査 ・食中毒（疑いも含む）に係る検体の検査、調査 ・拭き取り検査 ・食品収去検査

成果・実績（生活衛生班）

令和元年度の総監視件数は、4,298件（食品衛生広域監視班の本島内監視件数を含む）であった。（第4統計2-（1）、（3））

また、2019年の食中毒事件数は、8件（対前年比1件増）で、病因物質は、カンピロバクター属菌とシガトキシン類によるものがそれぞれ2件と最も多かった。（第4統計2-（4））

食品の収去は、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、放射性物質検査等で36検体を収去した。（第4統計2-（5））

食品に関する苦情は、81件（対前年度比24件増）あり、有症苦情が多かった。（第4統計2-（6））

衛生教育は、定例で開催している食品衛生講習会（次表）の他、不特定多数の人が訪れる祭りの出店業者や給食施設等を対象にした食品衛生講習会に講師を派遣、あるいは開催しており、派遣・開催数は44回、受講者数は1,587人（食品衛生広域監視班の講習件数を含む）であった。

※食品衛生広域監視班の監視・収去検査実績（第4統計2-（7）、（8））

県は平成21年度に食品衛生広域監視班を設置し、北部保健所、中部保健所、南部保健所の重点監視施設の監視指導、食品収去検査等を実施している。なお、当該班は、平成24年度までは中央保健所に組織されていたが、那覇市の中核市移行に伴い、平成25年度に中部福祉保健所へ組織編成され現在に至っている。

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

成果・実績

令和元年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

営業許可等の取得に係る講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
46	1,769	6	617	5,053	4,051

2 環境保全（環境保全班）

（1）大気汚染防止対策

ア 大気汚染防止

目的 大気汚染防止を図る。

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例

内容 上記法令に基づき、ばい煙発生施設、（一般）粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業等の届出に関する指導及び公害発生防止に関する監視業務を行っている。

届出状況

（令和元年度）

根拠法令・条例	特定施設の種類の種類	届出の種類	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届	6
		使用廃止届	8
	一般粉じん発生施設	設置届	4
		使用廃止届	1
	特定粉じん排出等作業届出数		
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	設置届	0
		使用廃止届	0
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届	5
		使用廃止届	0
	粉じん発生施設	設置届	10
		使用廃止届	2
	特定粉じん排出等作業届出数		

イ フロン排出抑制法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止。

根拠 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
（フロン排出抑制法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を整備・廃棄する際には、都道府県の登録を受けた事業者へ充填・回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

登録状況 令和2年3月31日現在の第一種フロン類充填回収業の管内登録業者数は111者であった。

（2）水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止。

根拠 水質汚濁防止法、沖縄県生活環境保全条例

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出に係る審査・指導及び既設事業場等の排水基準遵守状況の監視・指導を行っている。

届出状況

(令和元年度)

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	20	旅館業、病院、研究施設等
構造変更届	5	旅館業、研究施設等
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	23	旅館業、し尿処理施設、研究施設、 バッチャープラント、畜舎等

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 令和元年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視
調査及び海水浴場(年間利用者1万人以上)の水質調査を行っている。

調査結果 第4統計3-(2)、第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁防止。

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1千㎡以上の土地の区画形質の変更(宅地造成、農地造成等)を行う者は、
沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出(民間)又は通知(公的機関)を予め
行う義務があり、保健所ではその審査・指導及び監視を行っている。

届出状況 令和元年度における通知・届出件数は263件であった。(第4統計3-(4))

(4) 土壌汚染対策

目 的 土地の形質変更による汚染土壌の拡散を防止し、人への健康被害を防ぐ。

根 拠 土壌汚染対策法

内 容 3千㎡以上の土地の形質変更を行う者は、着手の30日前までに届出を行う
義務があり、保健所ではその審査を行い、その結果、汚染のおそれがある
と認められる場合は土壌汚染状況調査の実施命令を行っている。

届出状況 令和元年度における届出件数は77件、調査命令件数は0件であった。

(第4統計3-(5))

(5) 廃棄物対策

目 的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、
処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の
保全及び公衆衛生の向上を図る。

根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関す
る法律、ちゅら島環境美化条例

内 容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄
物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業
者等への周知。

立入・指導実績

令和元年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、
延べ503件の立入検査を行い、20件の文書指導及び行政処分を行った。また、
市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための
一斉パトロールを実施した。

(6) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出の受付及び審査、設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録及び浄化槽の維持管理に関する指導等を行っている。

設置基数

令和元年度末現在、管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が19,371基、合併処理浄化槽が11,145基の計30,516基である。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(7) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情に係る現場調査及び行政指導等を行っている。

公害関係苦情処理件数 (令和元年度)

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染 (ばい煙・粉じん・アスベスト)	4	解体現場、事業所等
水質汚濁 (事業場排水・浄化槽・赤土等)	18	事業所、個人
騒音・悪臭	4	事業所、個人
その他 (廃棄物関係・野外焼却等)	29	事業所、個人
合計	55	

(8) 水質汚濁に係る事故処理

内容 公共用水域における魚類のへい死事故、油流出事故及び米軍基地由来の排水事故に係る現地調査、原因究明及び未然防止に係る指導を行っている。

処理件数

事故処理件数 (令和元年度)

事故の分類	件数
魚類のへい死	4
油流出事故	0
米軍基地関係排水事故	0
その他	0
合計	4

3 生活衛生 (生活衛生班)

(1) 簡易専用水道

目的 簡易専用水道の管理が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根拠 水道法

内容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といい、設置者は水槽の掃除・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

令和元年度は17件の設置届があり、管内の届出総数は352件となっており、

うち269件について、定期検査の実施を確認した。

※宜野湾市・沖縄市・うるま市は平成25年4月より、宜野座村は平成30年4月より水道法に基づく事務等の権限について移譲された。

(2) 生活衛生関係営業施設

目的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、住宅宿泊事業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、住宅宿泊事業法、公衆浴場法、興行場法

内容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査、住宅宿泊事業届出の受理を行う。また、営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

令和元年度は、理容所等の81件の開設届を受理し、旅館業等の312件を新たに許可した。また、住宅宿泊事業について140件の事業届出書を受理した。

令和元年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場	住宅宿泊事業
開設・許可等	10	71	29	305	3	4	140
変更	1	60	7	64	3	0	43
廃止	10	29	13	24	0	1	59

※廃止項目には保健所が行う廃業確認調査を含む。

(3) 建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積3,000㎡以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

令和元年度建築物衛生関係届出件数

区分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	5	13
変更	23	10
廃止	0	4

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根拠 墓地、埋葬等に関する法律

備考 中部保健所管内の市町村については、平成21年4月から平成28年4月の間に、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

(5) 海洋危険生物危害防止

目的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 令和元年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で37件（内ハブクラゲは15件）だった。

(6) ハブ対策

目的 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬症の未然防止に努める。

根拠 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱

内容 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施した。

4 医務業務（生活衛生班）

(1) 医事

目的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供体制の確保を図る。

根拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条に基づく立入検査を実施している。病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正

な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。

イ 市町村別医療施設状況

令和2年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が458施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げる。

(2) 薬事

目的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根拠 薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

平成26年6月12日に薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）が施行された。その主な改正点は、医薬品の販売区分の見直し（要指導医薬品の区分を追加）、医薬品のインターネット販売区分の見直し（第3類医薬品に加え、新たに第1類医薬品、第2類医薬品をインターネット販売が可能な区分に追加）等である。

また、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）により、旧薬事法は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法、以下略称で記載。）」に名称が改められ、平成26年11月25日に施行された。改正の主な目的は、医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化、医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築等である。

内容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物及び劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員が37名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。